

STOP! おおり運転!!

おおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

① 妨害運転 (交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、10種類の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役、又は
50万円以下の罰金

違反点数 25点

免許取消し (欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

② 妨害運転 (著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役、又は
100万円以下の罰金

違反点数 35点

免許取消し (欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

おおり運転
をした場合

おおり運転
のせいで危険が
生じた場合

ダイヤモンドを知っていますか

歩行者が横断歩道を横断しようとしている場合、車が歩行者の横断を妨害することは交通違反です。警察では取締りを強化しています。

信号機のない横断歩道等の手前には、**ダイヤモンド**が設置されていることをご存知ですか?ダイヤモンドを発見したら、「ゼブラ・ストップ」を実践し、**歩行者優先**を徹底しましょう。



ゼブラ・ストップ活動
イメージキャラクター

ゼブラ・ストップとは・ゼブラ
ストップ活動動画はこちら



ゼブラ・ストップとは



ゼブラ・ストップ
活動動画

◎交通事故の相談

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

千葉県交通事故相談所

検索

問い合わせ先

- 本 所…県庁本庁舎 2 階 TEL 043-223-2264
- 東葛飾支所…東葛飾合同庁舎 4 階 TEL 047-368-8000
- 安房支所…安房合同庁舎 1 階 TEL 0470-22-7132

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。(講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。)

◎交通安全ビデオの貸出

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ(DVD・VHS)の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

千葉県交通安全ライブラリー

検索

問い合わせ先

千葉県環境生活部
くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263



思いやり交通千葉

県内の交通事故	
発生件数	5,962件 (-2,155件)
死者数	57人 (-10人)
負傷者数	7,109人 (-2,753人)
死者全国6位 令和2年6月末時点 (前年比)	

上半期(6月末)の確定値です。最新の件数については千葉県警ホームページにて公表しています。

第174号 発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課 電話 043(223)2263 FAX 043(221)2969

夕暮れの一番星は反射材



秋の全国交通安全運動

9月30日 国は「交通事故死ゼロを目指す日」です

令和2年9月21日(月)～9月30日(水)

